省　令

○農林水産省令第五十八号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の四十九第一項第四号及び第十一条の五十第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する支援決定を受けている会社

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十六号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件（平成十一年金融再生委員会告示第二号）等の一部を次のように改正し、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

（資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件の一部改正）

第一　資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくはホ」を「からへまで」に、「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「第一号又は第二号の」を「前三号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　株式会社企業再生支援機構からの当該申込み又は当該広告若しくは申出に係る資産であって、第一号に掲げる貸出金に類する貸出金

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四十六条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。

○金融庁告示第四十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第一項第三号の規定に基づき、競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件（平成十七年金融庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範

第六号中「立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例に定める立会外取引」を「立会外取引市場に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程、有価証券上場規程及び受託契約準則等の特例に定める立会外取引」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七　ＴＯＫＹＯ　ＡＩＭ取引所　立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例に定める立会外取引

○財務省告示第三号
金融庁
経済産業省

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年九月二十四日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**
経済産業大臣　直嶋　正行

第五十二条の見出し中「株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構」に改め、同条第一項中「株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構」を「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構」に改める。